

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

4 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	水道局情報通信ハイウェイ関係機器長期借入(再リース)4	情報処理 機器	東京センチュリー株式会社	851,472	2017年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	-
2	平成29年度営繕積算システムソフトウェア借入	情報処理 機器	一般財団法人建築コスト 管理システム研究所	963,360	2017年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G30	-
3	デジタルカラー複合機の借入(再リース)	情報処理 機器	富士ゼロックス株式会社	19,024,588	2017年4月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	-
4	柴島浄水場配電設備修繕	修繕	株式会社産機テクノサービ ス	1,242,000	2017年4月10日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	K6	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

水道局情報通信ハイウェイ関係機器長期借入（再リース）4

2 契約の相手方

東京センチュリー株式会社

3 随意契約理由

本案件は、水道局各拠点に設置する庁内情報ネットワーク等のシステム及びI P電話で使用するネットワーク機器を借入するものです。

本借入機器は、平成 29 年 3 月末で再リース期間が終了するものです。当初は、平成 29 年 2 月末で再リース期間が終了することから、平成 29 年 3 月からリース期間を開始するため、入札準備をしておりました。結果、平成 28 年 10 月 21 日に入札を中止したため、平成 29 年 3 月からリース期間を開始することが不可能となり、平成 29 年 3 月末まで再リース期間を延長したものです。

次の機器は、入札を実施する期間、機器の設定及び設置する準備期間を 7 カ月確保する必要があることから、平成 29 年 11 月から借入を目指して入札事務を進めています。

しかしながら、本借入機器は庁内情報ネットワーク等のシステムを構築するために必要な機器であり、借入できなければ現在のシステムが稼働できず、水道局の事業運営に多大な影響をあたえるため、途切れなく借入する必要があることから、次の機器の借入開始の平成 29 年 10 月末まで借入する必要があります。

なお、現在使用している機器は、動作上不具合も無く、機器製造業者の指定する保守期限を越えておらず、十分に使用が可能な状態にあり、これを再利用することは、新たに機器を借り入れる場合と比較して、業者による機器の環境設定、接続、動作確認テスト等の作業に必要な経費が発生せず、情報通信ハイウェイの効率的な運用ができます。

よってこれらを実現できる唯一の業者である、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部総務課 I T 活用担当（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 1 1）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度営繕積算システムソフトウェア借入

2 契約の相手方

一般財団法人建築コスト管理システム研究所

3 随意契約理由

本案件は、施設課・施設保全センター・各浄水場の営繕積算業務で使用する「営繕積算システムソフトウェア R I B C 2」(以下「R I B C 2」という)の借入を行うものです。

R I B C 2 は、国土交通省・各都道府県及び大阪市ほか政令指定都市で構成される「営繕積算システム等開発利用協議会」の公共建築工事発注における営繕積算業務合理化・省力化の意向を受け、上記業者が開発したものであり、公共建築工事の特性が十分反映されたものとなっています。

他に同様のシステムは存在せず、さらに大阪市の営繕業務の労務単価等積算基準の取りまとめを行っている都市整備局が既に R I B C 2 を採用しており、同局から毎年送付される単価改訂のデータを R I B C 2 形式で直接取り込めるなど当局の業務効率の向上が期待できます。

R I B C 2 を取り扱える業者は開発元である上記業者しかありません。よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局 工務部 施設課 (電話番号 06 - 6616 - 5551)

随意契約理由書

1 案件名称

デジタルカラー複合機の借入（再リース）

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

本借入機器は、各所属に設置しているデジタルカラー複合機で、職員がコピーや庁内情報端末からの印刷に、日常的に使用する機器です。

平成 28 年 8 月 31 日で 5 年リースの契約は借入期間が満了し、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで再リース契約を締結しています。今後、平成 29 年 4 月 1 日からのリース契約の締結が必要ですが、平成 29 年度中に南部水道センターの再編、平成 29 年度末に各サテライトへの職員配置が終了予定であるため、事業所での今後の使用枚数および必要台数を見込むことが困難であります。このため、一定の期間、事業所の使用枚数を調査し、現状に見合った今後の使用枚数を算出する必要があるとともに、その結果によっては、機器台数の削減、現在の借入機器より低スペックな機器の設置も考えられます。

また、各サテライトに現在設置している複合機については、職員配置が終了する平成 29 年度末まで借入が必要ですが、現在の再リース契約の検討時に契約業者に各サテライト分 4 台を入札した場合の単価について聞き取りにより確認すると、契約期間が短いことにより当初契約の単価より高額になるとの回答でした。現在借入している機器は、機器製造業者の指定する保守期限を越えておらず、動作上不具合も無く十分に使用が可能な状態にあります。

以上のことから、新たに入札による長期継続契約を締結するのではなく、現行機器を平成 29 年度末まで継続して借り入れて使用枚数の調査を行い、今後の使用枚数、必要台数を精査したうえで入札することが、最も合理的かつ経済的であると考えます。

よってこれらを実現できる唯一の業者である、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務部総務課 IT 活用担当（電話番号 06 - 6616 - 5411）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場配電設備修繕

2 契約の相手方

株式会社産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第2配水ポンプ場に設置している配電設備変圧器1号2次配線用遮断器の修繕を行い、機能の回復を図るものです。

当該配電設備の構成及び各装置の機能は、株式会社日立製作所が独自に設計、製作したものです。2次配線用遮断器は、配電設備を構成する一部であるため、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本修繕の対象である変圧器1号2次配線用遮断器は現在稼働中である配電設備を構成する一部であることから、本修繕の実施により配電設備に障害が発生するおそれがあります。よって、本修繕により配電設備に障害が発生した場合には、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

平成19年10月より、当該設備にかかる修繕は株式会社日立製作所より株式会社産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは株式会社産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）